

岩手県告示第623号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成23年9月29日次のとおり顕彰した。

平成23年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名	住所	功 勞
高橋 フジエ	岩手県盛岡市加賀野四丁目14番46号	看護職員の資質の向上と看護体制の整備に努め本県保健医療の充実に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献された。
松本 源藏	岩手県盛岡市本町通一丁目11番34号	岩手芸術祭の開催を通じて本県芸術文化の振興に尽力するとともに、教育振興施策の推進に貢献された。
永野 勝美	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目11番15-1406号	金融業務を通じ県内企業の経営安定化に努め本県産業の振興と経済の発展に尽力するとともに、商工観光施策の推進に貢献された。
澤野 桂子	岩手県盛岡市北山二丁目27番10号	私立学校における教育環境の整備充実に努め本県教育の振興に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献された。